伊丹市財務会計システム更新業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和６年８月

伊丹市

**１．趣　　旨**

この要領は、「伊丹市財務会計システム更新業務委託」（以下「本業務」という。）の優先契約候補者を選定するために実施する公募型プロポーザルの概要、審査手順等を示すものである。

**２．業務概要**

**１）件　名**

　伊丹市財務会計システム更新業務委託

**２）内　容**

　伊丹市財務会計システム更新業務一式

　※詳細は、本業務仕様書を参照。

**３）導入及び運用期間**

　・構築期間：契約締結日から令和８年３月３１日まで

　　　　　　　（予算編成機能は令和７年９月３０日まで）

　・運用期間：令和７年１０月１日から令和１２年９月３０日まで

　・稼 働 日：①令和７年１０月１日（予算編成機能）

　　　　　　　②令和８年３月１日（予算執行等その他機能）

**３．事業費（提案上限価格）**

　　９９，０００千円（消費税及び地方消費税を含む）。

　※提案上限価格は、システム更新業務とシステム運用保守業務の期間分（令和７年１０月から令和１２年９月まで）である。

　※ただし、これらの金額は契約時の予定価格を示すものではなく事業規模を示すものであることに留意すること。また、提案価格を提出する際には、上記の総額を超えてはならない。

**４．選定及び契約方法**

　公募型プロポーザルにより優先契約候補者を決定し、単独随意契約とする。

**５．事業期間**

**１）財務会計システムの構築に係る期間**

　事業開始日から令和８年３月３１日まで

（予算編成機能は令和７年９月３０日まで）

**２）財務会計システムの運用・保守に係る期間**

　　令和７年１０月１日から令和１２年９月３０日まで

※保守契約は年度単位で契約する予定。

　事業期間終了後に保守延長の可能性あり。

**５．募集及び選定スケジュール（予定）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **項番** | **内　容** | **期日・期間等** |
| １ | 公募開始（市ホームページ等） | 令和6年8月21日（水） |
| ２ | 質問書の提出期限 | 令和6年8月28日（水） |
| ３ | 質問書への回答予定日 | 令和6年9月4日（水） |
| ４ | 参加申込及び提案書の提出期限 | 令和6年9月11日（水） |
| ５ | 書類審査（１次審査） | 令和6年9月18日（水） |
| ６ | １次審査の結果通知 | 令和6年9月20日（金） |
| ７ | デモンストレーション審査（２次審査） | 令和6年10月3日（木） |
| ８ | ２次審査結果通知、結果公表（市ホームページ） | 令和6年10月初～中旬 |
| ９ | 契約締結 | 令和6年10月中～下旬 |

**６．参加資格・失格基準**

**（参加資格）**

　応募者は、次の要件を全て満たしていなければならない

**１）**他の地方公共団体において、過去５年間に財務会計システムの導入実績があること。

**２）**伊丹市入札参加資格制限基準に基づく入札参加資格制限又は伊丹市入札参加停止基準に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。

**３）**地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。（契約を締結する能力を有しない者及び破産者でないこと。）

**４）**過去１年間の法人税、消費税及び地方消費税、また、法人事業税を滞納していないこと。

**５）**会社法（平成１７年法律第８６号）第５１１条第１項に基づく特別清算開始の申し立て、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条第１項に基づく再生手続開始の申し立て、破産法（平成１６年法律第75号）第１８条第１項若しくは第１９条に基づく破産手続き開始の申し立て、及び会社更生法（平成１４年法律第154号）第１７条第１項に基づく更生手続開始の申し立てを行っている者でないこと。

**６）**伊丹市暴力団排除条例（平成24年伊丹市条例第4号）第2条に指定する暴力団、

暴力団員又は暴力団密接関係者に該当しないと認められること。

７）提案事業者は、本業務内で取り扱う利用情報等の個人保護及びデータ管理観点から、以下の認証いずれかを取得し、会社としてのリスクマネジメント体制を構築していること。なお、再委託先がある場合は、委託先を予め明らかとし、委託先も当該条件を満たしていること。

①情報セキュリティマネジメントシステム（ ISO/IEC 27001 または JIS Q27001）

②プライバシーマーク（JIS Q15001）

　以下の書類を参加申込時に関係書類として提出すること。

|  |  |
| --- | --- |
| **書類名** | **摘　要** |
| 登記事項証明書等 | 登記事項証明書（履歴事項全部証明書） |
| 委任状 | 契約権限等を委任する場合のみ。（様式は任意） |
| 印鑑証明書 | 法務局に提出されているもの |
| 納税証明書（国税） | 法人税、消費税及び地方消費税の未納税額がない証明書  「納税証明書（その３の３）」 |
| 許可登録等を証明する書類 | 参加資格（７）に関係する書類等（その他特別に提出したい書類等） |

**（失格基準）**

　次のいずれかに該当した場合は、本業務への参加資格を満たさなかったものとみなし

失格とする。

1. 実施要領に定められた参加資格要件等を満たさないとき。
2. 実施要領に定められた提出方法、提出先によらず提出書類が提出されたとき。
3. 実施要領に定められた提出期限までに提出書類が提出されなかったとき。
4. 実施要領により提出を求められた提出書類について、記載すべき事項が記載されていないとき。
5. 参考見積書の金額が実施要領に定められた提案上限価格を超過したとき。
6. 提出を求められた提出書類について、虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
7. 本業務のプロポーザル手続において、不正行為が行われたことが判明したとき。
8. 本業務の全部を一括して、または主たる部分を第三者に委任する前提の提案が行われたとき。
9. 伊丹市入札参加資格制限基準に基づく入札参加資格制限又は伊丹市入札参加停止基準に基づく入札参加停止措置を受けたとき、又は地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないことの規定に抵触することが明らかとなったとき。

**１０**）前各号に掲げるもののほか、本要領に違反する等、本業務にふさわしくない行為が

　　　行われたとき。

**７．質問及び回答**

**（質問書の提出）**

　質問については、質問書（様式１）により電子メールで提出するものとし、電話及び訪問による質問は受け付けないものとする。また件名については、次の通りとすること。

　件名：「【伊丹市財務会計システム更新業務委託】質問書（事業者名）」

**１）提出期限**

**令和６年８月２８日（水）午後５時まで**

**２）提出先**

伊丹市役所会計室（本庁舎５階）

電話番号：０７２－７８４－８００３

メール：kaikei@city.itami.lg.jp

**（質問書の回答）**

質問に対する回答は、令和６年９月４日（水）までに、質問者の商号又は名称を伏せた状態で市ホームページに掲載する。

**８．参加申込書及び提案書の提出**

　本業務に係るプロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり書類を提出すること。

　提出する提案は１案のみとする。

1. **提出物（電子媒体１部）**

**参加申込**

・参加申込書（様式２号）

・会社概要（任意様式）

　　　・導入実績調書（様式４－１号）

・本プロジェクトメンバー実績調書（様式４－２号）

　　　・機能要件一覧表

**提案書（電子媒体１部）**

　・企画提案書（任意様式）

**見積書（電子媒体１部）**

・費用見積書（様式３号）

・見積内訳書（任意様式）

**２）提出方法**

　提出方法は**郵送又はメールか直接持参**とする。持参により提出できる時間は、閉庁日を除く午前９時半から午後５時までとする。メールで提出する場合は、件名を次の通りとすること。

件名：「【伊丹市財務会計システム更新業務委託】参加（事業所名）」

**３）提出期限**

　　・参加申込及び提案書提出･･･令和６年９月１１日（水）午後５時まで（必着）

**４）提出先**

　　〒６６４－８５０３

　　兵庫県伊丹市千僧１－１

　　伊丹市役所会計室（本庁舎５階）

　　電　話：０７２－７８４－８００３

　　メール：[kaikei@city.itami.lg.jp](mailto:kaikei@city.itami.lg.jp)

**５）提案書の取り扱い**

　　・提案書の提出後から事業者の選定までの間は、提案書に記載された内容の追加及び変更は、原則として認めないものとする。

　　・提出された提案書等は、返却しないものとする。

　　・提出された提案書等は、原則公開しないものとする。

**６）その他**

　　・提案にかかる費用は、すべて提案事業者の負担とする。（提案書作成、デモンストレーション及び提案書審査を含む）

　　・提出のあった提案書の内容について、必要に応じて本市から疑義照会等を行うことができるものとする。

**９．提案の審査**

**◎審査**

　本プロポーザルにおける審査及び評価については、「伊丹市財務会計システム更新業務

事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において行うものとする。

1. **書類審査（１次審査）**

　企画提案書等の内容を書類審査し、上位５社が、第２次審査に進む者を選定する。市は第２次審査への参加の可否について、令和６年９月２０日頃に通知するものとする。

**２）デモンストレーション及び提案書審査（２次審査）**

　デモンストレーション及び提案書審査については、本市が後日指定した日時及び

場所において提案事業者が出席して実施する。

　デモンストレーションも含む提案書説明が45分、質疑応答は15分を予定している。

　なお、会場及びスクリーン、その他必要機材（ＨＤＭＩ、プロジェクタ、延長コード等

　含む）は本市で用意する。上記以外の特殊な周辺機材については、別途、提案事業者側

　で準備すること。参加者の出席者は４名以内とする。

**◎２次審査結果の通知**

　審査結果については、審査を受けた全ての事業者に対し、審査の結果を通知する。通知

日については、２次審査結果は令和６年１０月初旬～中旬を予定。

**１０．選定方法及び基準**

　選定委員会において、二次審査におけるデモンストレーション、提案書及び見積価格の全ての評価を踏まえた総合的な判断により、受託候補事業者を決定するものとする。

　委員による評価の基準は次の通り。

１次審査（80点）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **項目** | **評価事項** | **配点** |
| 実現性 | 構築体制、保守体制ともに実現性が高く、本市の負担になることなくサービス提供ができるか。 | **20** |
| 信頼性 | 豊富な導入実績を持ち、安全な導入が可能か。 | **20** |
| 機能性 | 今後の発展性なども睨んだ機能に優れているか。 | **20** |
| 計画性 | 稼働までのスケジュールが余裕をもって組み、遅滞なく移行できるか。 | **20** |

２次審査（210点）

機能による評価基準（180点）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **項番** | **項目** | **内容** | **配点** |
| １ | デモンストレーションによる審査 | 入力、更新、照会、印刷、分析機能の充実性 | **80** |
| 画面の見やすさ、簡易な操作性 |
| 画面展開やデータ抽出等のレスポンス |
| 担当者の業務習熟度 |
| 2 | 提案書による審査 | 提案するシステムの概要・特徴、運用実績 | **100** |
| 本稼働までの詳細なスケジュール概要及び導入・稼働までの本市・事業者の役割分担 |
| 本システムのセキュリティ対策 |
| 本システム運用の支援・保守に関する実施体制 |
| 機能要件への対応状況 |
| 本市で運用している他システムとの連携等 |
| その他本市に有益と思われる提案（担当職員の業務効率化・事務負担軽減等） |
| **デモンストレーション審査・提案書審査による評価点** | | | **180** |

価格による評価基準（30点）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項番 | 項目 | 内容 | 配点 |
| 1 | 見積価格評価 | 配点×｛１－（見積価格-参加業者中の最低見積価格）÷（提案上限価格-参加業者中の最低見積価格）｝ | 30 |
| **価格による評価点** | | | **30** |

**１１.契　約**

　１）優先受託候補事業者は、提出した提案書及び提案書審査（プレゼンテーション）等の内容に基づき、本市と詳細設計及び契約内容の協議を経て随意契約により契約を締結するものとする。なお事業者間との協議において、両者が合意に至らない場合は、次点者と協議を行うものとする。

２）契約は、①機器調達・システム構築作業・移行作業に関する契約、②システム保守又は使用に関する契約の２契約に分離することとする。①については、基本的に伊丹市が選定するリース会社とリース契約を行うことを想定。（令和７年１０月からリース開始とする予定。）②については、令和７年１０月から契約を開始し、月毎に費用を支払うものとする。

**１２.その他留意事項**

　１）提案事業者は、本業務により直接または間接的に知り得た情報について、本業務の目的以外に使用し、又は第三者に提供しないこと。

　２）本要領に記載のない事項については、本市の指示によるものとする。